

明治英語教授国家基準の性格

—明治四十四年「改正中学校教授要目」(英語科)の分析—

西原雅博*

Nature of the Meiji National Standard of English Teaching
—An Analysis of *The 1911 Middle School English Teaching Guideline*—

NISHIHARA Masahiro*

The 1911 Middle School English Teaching Guideline had strengthened its emphases on nationalistic moral education and on practical, immediate orientation to middle school English. This was a political response against the rise of decadent youth called ‘*Kōtō Yūmin*’, which was looked at as a threat to national unity and identity in the context of expanding Japan’s postwar imperialistic economy. The key source of information adopted to transform middle school English in that direction featured a further transfer of ‘speech primacy’, the object-lesson technique, and phonetics. Paradoxically, these Western achievements, originally characterised by its educational value as independence and individual, were to be employed by Japanese authority, with a view to instilling nationalistic moral discipline in the youth, thus constituting a peculiar Japanese version of the ‘Natural Method’.

明治期中学校英語教授政策, 国民道德教育, 応用主義, 「智徳」, 「近易ナル文章」, 西洋近代語教授理論

1. はじめに

本稿の目的は, 明治44(1911)年7月に改正・公布された「中学校教授要目」(英語科)(以下, 「改正英語科要目」)の検討を通じて, 明治期最後の中学校英語教授政策の性格を明らかにすることである。「改正英語科要目」は, 「高等普通教育」を標榜するアカデミズム中学校観に立った明治35(1902)年の「中学校教授要目」(英語科)を継承しつつも, 実用簡易の英語教授が追求されている。具体的には ‘speech primacy’(「音声第一主義」)を方法原理とする英語分科の総合化・統一化, 知識の「習熟」の徹底, 第三学年までの「平易ナル文章」と第四, 五学年での「普通ノ文章」の確実な習得といった点が強調され, その方法と内容としてドイツ実践から「事物教授」と「風物」の教授が摂取されていた。第五学年の授業数を増やして上級学校との接続を重視するという一面もあつ

たが, 概してむしろ学習の習熟を重視する中学校英語を模索した点で画期的であった⁽¹⁾。

明治40年代の中学校英語教授政策は, 日露戦役後の青年層の社会的, 思想的変化への対応と帝国主義的経済発展策を背景として, 実用主義の傾向をさらに強めていく。戦後の文教政策を率いた牧野伸顕文相の英語教授改革は, 中学校教育の実態調査から始められた。「高等普通教育」に限定された中学校機能とその硬直した運営体制のために, 中学校が地域の期待とニーズに対応していないことに起因する支持基盤の脆弱性という問題が背景にあったからである⁽²⁾。調査の結果, 「推理力」, 「応用力」, 「自信の念」の三つが中学生に共通の弱点として結論づけられ, こうした科学的思考力や態度が中学生に求めるべき「高等普通教育」の実質とみなされた⁽³⁾。牧野文相主導による強力な中学校英語改革は, 以上のような中等教育の立て直し策の中で展開されることとなる。

すなわち, 二種類の対照的な国家基準モデルが作成されるのである。まず, 明治42(1909)年1

* 国際ビジネス学科
e-mail: nisihara@nc-toyama.ac.jp

月に公にされた「中等学校ニ於ケル英語教授法調査委員報告」は、戦後の経済膨張政策に対応させた音声英語と英作文重視の大胆な応用重視の英語教授再編案であり⁽⁴⁾⁽⁵⁾、これに対して翌43(1910)年1月の東京高等師範学校の英語科主任岡倉由三郎が主導した附属中学校英語教授細目は‘speech primacy’の方法原理に拠りつつ、イギリス「風物」の教授を媒介して「日本の精神」の涵養を目指した読解重視の保守的中学校英語教授案であった⁽⁶⁾。前者は実学的側面を強調したのに対して、後者は外国語教授の国民教育機能を主張したものである。

こうした明治35年以降の中学校英語教授制度化の模索は、西洋近代語教授理論の摂取によって推進されていた点を確認しておこう。すなわち、教育内容的にはイギリス実践における音声学、ドイツ実践における「事物教授」、その「事物」(実物や絵画)を通じて当時の近隣諸国文化、いわゆる「風物」教授の摂取であり、教育方法的には‘speech primacy’と文法的知識の徹底した帰納的教授である。ここに、国家的課題の解決における西洋理論の援用という構図を捉えることができる。

本稿で考察する「改正英語科要目」は、以上の変遷を経て成立した明治期総決算の国家基準である。それは、中学校におけるアカデミズムの保守に対して、地方商工業者層ニーズの取り込みという新たな中学校機能への対応の試みであり、その背後には日露戦争後の経済膨張政策推進のための国家秩序の再構築という国家的要請があった。以下では、牧野文相から文教政策を引き継いだ小松原英太郎文相の教育思想と改革内容を確認したあと、「改正英語科要目」の性格を明らかにしていく。

2. 明治40年代の中学校改革の構造

2.1 小松原英太郎文部大臣の中等教育観

明治41(1908)年7月、文相は牧野伸顕から小松原英太郎に引き継がれた。小松原の教育施策のうち、中学校に関する主なものが「中学校教授要

目」の改正であった。改正は「教育の実質の改善に於ける根本問題なり」との認識で、小松原はその趣旨を次のように述べていた⁽⁷⁾：

修身、国語、歴史等に於ては…国民的精神の涵養に重きを置き其の他の学科目につきても力めて煩瑣の事項を省略し其の大体の要領を咀嚼して基本的要領を十分会得せしむることを期し而して従動もすれば理論に馳せ質実の気風を失はんとするの弊ありしを以て之を矯正して務めて教育を実際的ならしめんが為に教授を適切ならしめんことを努むるは勿論又中学校に実科を設け中学教育をして生徒の卒業後社会に於ける實際生活に適應せしめんとするに在り。

ここには、「中学校教授要目」の改正に込めた小松原の狙いが二つ含まれている。一つは、「国民的精神の涵養」、すなわち、国民道徳教育の再構築であり、二つ目が学科目の「基本的要領の十分な会得」及び「実科」による中学教育の実際化である。前者は主に「修身」、「国語」、「歴史」の教育目標とし、後者はその他の学科目を通じて達成するとしている。国民道徳教育の強調は前文相牧野の「学生思想、風紀取締に関する訓令」(明治39年6月)や「戊辰詔書」(同41年10月)による、いわゆる「高等遊民」対策を継承するものであり、二つ目の基礎学習の徹底と実業教育の導入もまた、勤労を通じて青年を国家の社会秩序に組み入れるという牧野の考え方と一貫している⁽⁸⁾。

2.2 「高等中学校」構想

牧野が敷いた中学校改革路線を踏襲した小松原には、彼独自の制度改革構想があった。「高等中学校」構想がそれであり、中学校のさらなる実業化案である。この案は最終的には実現しないが、「改正中学校教授要目」の性格を理解する上で有益なので、その内容を簡潔にとらえておきたい。

小松原の「高等中学校」構想は、高等学校の大学予備校化という従来から存在する一種の「変態」状況を本来の「高等普通教育」機関へと立て直すとともに、その修業年限短縮を果たすために、四ヵ年制中学校と三ヵ年制高等学校を統合した七年一貫教育を本体とする「高等中学校」を、従来の五年制中学校に並立させるという学制改革案であった⁽⁹⁾。小松原はこの構想に上述の二つの狙いを込めた。一つは健全な中等社会の再生であり、もう一つが中学校の実科的性格の強化である。

第一の健全な中等社会の育成については、小松原は、日露戦役後の日本社会は民間企業従事者の拡大により大学や専門学校等の高等教育機関の拡張が必要との予見に立ち、これまで中学校が担ってきた中流社会指導者の育成はもはやこれのみでは難しく、この機能を「高等中学校」に託そうとした⁽¹⁰⁾。小松原は「高等中学校」の目的を「地方紳士」の養成と表現し、そこで大学基礎教育までを付与しようとしたのである。小松原は、この「高等中学校」を府県や私人にも設置可能とすることでその数を増やし⁽¹¹⁾、「高等遊民」をも学校秩序に吸収すること、さらにはその輩出を防止することを意図した⁽¹²⁾。「高等中学校」設置による「地方紳士」育成による「高等遊民」撲滅策である。

第二の中学校の実科化については、小松原は中学校に期待された中流階級の育成を「高等中学校」に移すことで、中学校には一層実科的要素を強めた完成教育機関としての性格を与えようとした。彼は「高等中学校」を次のように説明している⁽¹³⁾：

新制高等中学校にては其卒業者に大学に入るの資格を有せしむると同時に地方紳士の子弟にして専門の学問を為すまでの必要なきも中学校の課程のみにては不満足なれば今一層高き程度の教育を修め且多少法律経済の知識を得て将来地方の紳士として社会に立たんと欲する者も亦此処に入学して其志を成すを得せしむる方法を取り、…(後略)。

中学校修了後の「高等中学校」への編入ルートは確保されたが、両者の並立は事実上中等教育における複線型制度の導入であり、社会的選抜の発生であった⁽¹⁴⁾。この結果、「高等中学校」は「正系」の「高等普通教育」機関となり、「中学校」は「傍系」となる。中学校をあくまで普通教育機関として立て直そうとした牧野構想との差異をここに認めることができる。

小松原の「高等中学校」構想はこの時実現しなかった。しかし、彼は「中学校教授要目」の改正をこの構想とセットで提出しており、結局この構想は大正7(1918)年の七年制高等学校(尋常科四年・高等科三年)に結実する。この意味で、「改正中学校教授要目」における国民的性格と実業教育の立て直しによる実業的性格の強化は、従来の中学校の実業化を迫ったものであった。

3. 「改正中学校令施行規則」の志向

小松原は「改正中学校教授要目」作成のために「改正中学校令施行規則」を公布するとともに、「中学校令施行規則改正ノ要旨並実施上ノ注意要項」(以下、「注意要項」)において改正の趣旨を明確にし、その実施の徹底を図っている。「注意要項」によれば、中学校教育の目的として、従来の「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス」を継承した上で、「将来国家ノ中堅タルヘキ国民ヲ養成スル所ナルヲ以テ品性ノ陶冶人格ノ修養ニ重キヲ置クヘキ…今方ノ情勢ニ鑑ミ…其ノ生活ノ實際ニ適切ナル普通ノ智能ヲ確得シ身体ヲ強健ナラシムル」⁽¹⁵⁾という認識が示されている。中等国民の教育、実際教育、及び、体育教育、以上三点の明確化である。「注意要項」は、これらの貫徹のために学科目の教授要旨の改正、配当時間の変更、新科目の増設、教授法の改革等を実施するとした⁽¹⁶⁾。以下、これら三つの重点を具体的に見ていこう。

3. 1 「中等国民教育」の再構築

小松原が文相就任直後から重大視していた中等教育の欠陥は、第一に専門学者が調査したために教育内容が専門的過ぎたこと、第二に、その結果、教授の方法が大量の専門的知識の「注入主義的教育」に陥り生徒の理解が疎かになったこと、第三に道徳教育の内容が西洋倫理学といった「新奇ノ学説」に流れて、「我国固有ノ国民道徳」—「忠孝ノ教」—を陳腐固陋とみなす風潮を作り、国民の品性を陶冶するに至らなかったことであり、中でも彼が重く見たものは三つ目の国民道徳教育の失敗であった。この認識に基づいて、小松原は学科目の調査を専門学者ではなく文部省視学官に調査させるとともに、修身科の内容を「倫理学ノ一斑」から「我国民道徳ノ特質」へと変更した⁽¹⁷⁾。

もうひとつ、「我国固有ノ国民道徳」陶冶策として小松原が実施した改革が、中学校の寄宿舎設置の原則化であった。従来から寄宿舎は自治の精神よりも集団規律遵守の精神を涵養する場とされていた。「改正中学校令施行規則」では、この訓育機能が次のように自覚されている。曰く、寄宿舎を「各学校ニ於テ之ヲ設ケシムルコト、ナセルハ生徒ヲシテ規律アル生活ニ馴レ秩序アル修養ヲ為シ風紀ヲ厳肅ニシ以テ善良ナル校風ヲ作ラシメンガ為ニ最必要ト認メタルニ因ル」⁽¹⁸⁾。この結果、明治34年の旧施行規則では「中学校又ハ其ノ分校ハ…寄宿舎…ヲ備フヘシ但シ文部大臣ノ認可ヲ受ケ寄宿舎ヲ備ヘサルコトヲ得」⁽¹⁹⁾であったものが、日露戦争勃発直後の明治37年2月の改正で、「…必要ナ場合ニハ寄宿舎ヲ設クヘシ」⁽²⁰⁾とやや強調された経緯があった。これが今回の改正では⁽²¹⁾：

中学校又ハ其ノ分校ニ於テハ校地、校舎、寄宿舎、体操場及校具ヲ備フヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ寄宿舎ヲ設ケサルコトヲ得。

とされ、「特別ノ事情」がない限り寄宿舎は設置す

べきものとされるに至る。

3. 2 「实际的教育」の強化

第二の「实际的教育」の強化については、小松原は実業教育費国庫補助金を増額して実業学校の増設を企図しつつ⁽²²⁾、中学校においても「実業」を「随意科目」として新たに学科課程に加えた。その根拠を「注意要項」はこう説明している⁽²³⁾：

学科目中ニ新ニ実業ノ一科目ヲ加ヘ土地ノ情況ニ応シ簡易ナル農業、商業又ハ手工ヲ授クルコト、ナシタルハ中学校ハ予備教育ノ機関ニアラスシテ高等普通教育ヲ施スヘキ本来ノ性質ニ鑑ミ中等以上ノ国民タルヘキ者ヲシテ実業ニ関スル智能ヲ習得セシムルト共ニ之ニ対スル趣味ヲ上進シ勤勞ヲ重ンスルノ美習ヲ養成セシムルノ最緊要ナルヲ認メタルニ因ル。

「実業」の内容には「簡易ナル農業、商業又ハ手工」が想定されており、「勤勞ヲ重ンスルノ美習」という徳育機能が期待されている。実業的性格の付与による中学校教育の実際化であり、それは中等国民教育と表裏一体であった。

3. 3 「体育教育」の刷新

第三の施策は体育教育の刷新である。これもまた国民道徳教育を補完するものであったことは言うまでもない。「体操」の内容には「撃剣」と「柔術」を加えることが可とされた。従来これらの武術は各校が課外活動等において推奨していたにすぎなかった。今回の改正では「撃剣及柔術カ生徒心身ノ鍛鍊上ニ及ホス成績ニ徴シ其ノ施設ヲ必要ト認メタルニ因ル」とされ⁽²⁴⁾、体育教育が「心身ノ鍛鍊」との関連で強く意識されている。

4. 「改正中学校令施行規則」の改正点

以上三つの志向を受けて、いかなる施行規則が

作られたのか。表1は「改正中学校令施行規則」に指示された学科目及び時間配当である。これと前回の施行規則を比較しよう。まず、週当たりの総授業時間数が九時間も増加しているが注目される。時数が増加した学科目は、「実業」(選択科目・四時間)、「国語及漢文」(一時間)、「外国語」(一時間)、「数学」(一時間)、「博物」(一時間)、「物理及化学」(一時間)、以上である。「外国語」の一時間増は第二学年においてであり、初期教授の強調が窺える。総じて、「改正中学校令施行規則」は最大九時間の授業増加によって、学校秩序への青年層の囲い込みを実現しつつ、実業、言語、自然科学といった実学系の科目を強化している。

表1:「改正中学校令施行規則」の学科目と時間配当

科目	1年	2年	3年	4年	5年	計
修身	1	1	1	1	1	5
国語及漢文	8	7	7	6	6	34
外国語	6	7	7	7	7	34
歴史地理	3	3	3	3	3	15
数学	4	4	5	4	4	21
博物	2	2	2	2		8
物理及化学				4	4	8
法制及経済					2	2
実業				(2)	(2)	(4)
図画	1	1	1	1	1	5
唱歌	1	1	1			3
体操	3	3	3	3	3	15
計	29	29	30	31 (33)	31 (33)	150 (154)

出典:教育史編纂会, 1939, pp.148-149 より筆者作成。
備考:「外国語」は英語, ドイツ語, フランス語のうちいずれかを選択。通常は英語。()は選択科目。「実業」は文部大臣の許可を得て,他の科目の時数を減じてこれに充てる,さらに三学年から導入可能,「体操」はさらに三時間以内まで増加可能とされている。「実業」と「体操」において弾力的な運用が認められている。

さて,第二章及び第三章で捉えた小松原の二つの改革—国民道徳の再構築及び中学校教育の実業化—は教育内容においてどう実現されたのか。第一の国民道徳教育については,改正前の施行規則においても一定の強調がみとめられたが,「改正中学校令施行規則」に指示された教育内容においては,自然科学系科目を除くほぼすべての学科目でさらに強化された⁽²⁵⁾。その強化は,まず「修身」における国民の「責務」規定に表現されている。

従来,「責務」の対象として「自己, 家族, 社会及国家」の四つが,「自己」を筆頭にして指示されていたのに対して,改正版ではその「自己」が削除されて「国家, 社会及家族」だけとなり,何よりもまず「国家」に対する「責務」が最初に取り上げられた。これと連動して,教育内容が「倫理学ノ一斑」から「我国道徳ノ特質」である教育勅語に限定された。二つ目に,「法制及経済」において,その内容が「現行法規ノ大要」から「帝国憲法ノ大要」へと変更され,さらに「体操」において「快活剛毅堅忍持久ノ精神ト規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ養ウ」という新たな要旨が加えられた。

こうした国民道徳教育の強調は,「外国語」の価値・目的にも表明されている。「智識」の増進から「智徳」のそれへの変更である。すなわち,「智識」を通じた「国民道徳」の涵養であり,具体的には西洋「風物」の教授を通じた「我国道徳ノ特質」—国体—の教育が目的として明記された⁽²⁶⁾。

第二の中学校教育の実科化, 実際化についてもその浸透が広範囲に促されている。まず,この浸透は「実業」の新設の他,自然科学系と言語系の科目において顕著である。まず,「農業, 商業, 手工」を内容とする「実業」の新設は我が国の基層を形成する農村出身の生徒に加え,当時成長しつつあった商工業者の教育ニーズへの対応である。自然科学系は,「数学」では「習熟」と「応用」,「博物」と「物理及化学」では「実験」の推奨によって,科学的法則の暗記ではなく実際的な知識の獲得がそれぞれ志向されている。「法制及経済」でも「日常ノ生活ニ適切ナル」事項を授けるとされ,言語系科目では,「国語及漢文」における「簡易ニシテ実用ニ適スル国文」,「外国語」における「近易ナル文章」が強調され,いずれも一層身近な言語の教授への限定が促されている。

以上,小松原文相の国民道徳教育の再構築と実科志向が「改正中学校令施行規則」において一層明瞭になっていたことを確認した。外国語教授に

については、「智徳」の増進、及び、「近易ナル文章」という表現においてこれらが追求されていた。

5. 「改正英語科要目」の性格

「智徳」と「近易」を目的・価値とする英語教授はいかなる内容と方法によって具現されるのだろうか。「改正中学校教授要目」の「本要目実施上ノ注意」には教授上の全般的な指示が明言されている。その第一条「各学科目ヲ教授スルニハ其ノ固有ノ目的ヲ達スルコトヲカムルト共ニ互ニ連絡補益シテ統一ヲ保タンコトヲ要ス」、及び、第三条「教授ハ漫ニ繁多ノ事項ヲ注入シ又ハ形式ニ流ルハコトナク生徒ヲシテ正確ニ理解シ応用自在ナラシメンコトヲ期スヘシ」⁽²⁷⁾は「中学校教授要目」のアカデミズム中学校観の踏襲を示している。従来の中学校令の枠組みでの改正である⁽²⁸⁾。

西原(2017)では、その中学校令下で策定された「中学校教授要目」(英語科)の構造的特徴を、教育方法と教育内容の観点から整理して、方法論的には‘speech primacy’を方法原理とする英語分科の統一的教授、初期教授における基礎の「習熟」、第三学年までの「平易ナル文章」から高学年における「普通ノ文章」への展開、及び、「訳解」における「事物教授」の導入であり、教育内容論的には、「正シキ国語」による西洋「風物」の教授、及び、文法教授の後退、以上を指摘した⁽²⁹⁾。「改正英語科要目」は、基本的には以上の構造を踏襲しつつ、これをさらに強化するものであった。

5. 1 「中学校教授要目」(英語科)の継承

表2は「改正英語科要目」の各学年における教授上の指示に拠って、そこで求められた英語教授の方法論を捉えようとしたものである。教授内容に関する「外国語ノ各分科ニ於テ授クル事項」(以下、「事項」)(付録1)、及び、教授全般に渉る「注意」(付録2)と合わせて、「改正英語科要目」の性格を捉えてみたい。

表2: 「改正英語科要目」における方法的構造

	1年(6)	2年(7)	3年(7)	4年(7)	5年(7)
初期	発音・綴字				
理解	読方及訳解 話方及作文	読方及訳解 話方及作文	読方及訳解 話方及作文	読方及訳解 「普通」	読方及訳解 「普通」
運用	書取、習字(1) 「近易」	書取、習字(1) 「近易」	書取、「普通」	話方及作文(2) 書取、「普通」	話方及作文(2) 書取、「普通」
文法			(1)※既習ノ 事項、一般 普通ノ法則	(1)※既習ノ 事項、一般 普通ノ法則	

出典：教育史編纂会，1939，pp.164-167より筆者作成。
備考：()の数字は週当たりの授業時間数。「習字」と「文法」は週一時間まで、「話方及作文」は週二時間まで単独で教授してもよいとされている。

まず、従来の英語科要目から継承された点を確認しよう。その第一は、基礎の「習熟」である。教授過程の構造を示した表2では、初学年における「発音」、「綴字」、及び、「習字」といった音声と文字の基礎が、時間を分けて教授する形で追求されており、教授内容においては発音教授が綴字との対応において構想されている(「事項」中、「発音綴字」)。さらに、「注意」の「第一項」において、発音の初期教授の徹底が指示されている。

第二は、文法教授の後退傾向の継続である。週一時間の単独教授が三年と四年のみ許されているのがそれであり、その内容も「品詞論及文章論ノ一斑」(「事項」中、「文法」)を内容とする「一般普通ノ法則」に留められている(表2)。

第三は、「解釈」における「正格ナル国語」、すなわち、邦語の使用が認められている点である(「注意」第四項目)。

5. 2 「改正英語科要目」における発展

「改正英語科要目」は従来の中学校英語教授の志向を継承する一方で、多くの発展を示している。その第一が、‘speech primacy’による教授過程の構造的再編の強化である。具体的には、「読方」と「訳解」、及び、「話方」と「作文」という音声と文字の組み合わせから成る「理解」と「運用」の系の統一的教授が「及」によって明確にされた(表2)。

「音声から文字へ」の方法原理による教授の構造化は、授業中の音声使用を強く推奨することになる。「授業中教師ハ…(中略)成ルヘク外国語ヲ使用スヘシ」(「注意」第五項目)がそれである。従来の英語科要目においても、進んだ生徒に限定して教師は英文の意義を英語で説明することもあり得るとしていたが、「改正英語科要目」におけるこの言及はそれを一層進めた指示である。

第二に、科学的発音教授の大胆な導入である。上で述べた‘speech primacy’による教授過程の再編は、イギリスの音声教授の改革と連動しており、「舌・歯・唇等ノ位置ヲ説明シ又ハ発音図ヲ示スヘシ」(「注意」第二項目)と、音声学の知見が教授過程へ初めて援用された。発音と綴字との対応的教授とともに、「改正英語科要目」における音声学の浸透をみとめることができる。

第三に、言語材料の高度化である。従来第三学年まで「平易ナル文章」を扱うとされていたが、改正版においては「近易ナル文章」は第二学年までであり、「普通ノ文章」は早くも第三学年からの導入とされている(表2)。初期教授における一層身近な英語の教授が志向された反面で、早期の程度引き上げという構造を捉えることができる。

第四には、「事物教授」と「風物」との接着である。改正前では「四. 英語ノ意義ヲ了解セシムルニハ之ヲ解釈シ又ハ実物、絵画等ニ依リ之ヲ直指スヘシ稍々進ミタル生徒ニ対シテハ英語ヲ用ヒテ説明スルコトアルヘシ」⁽³⁰⁾とされ、「事物教授」は国語による「解釈」に代わる意味理解の一方法として意義づけられ、他方「風物」は「五. 解釈ハ正シキ国語ヲ以テシ成ルヘク精密ニ原文ノ意義ニ適応セシムヘシ 解釈ヲ授クル際東西ノ人情、風俗、制度等ノ異同ヲ知ラシムヘシ」⁽³¹⁾とされて、国語による「解釈」の中で扱うとされていた。ところが、「改正英語科要目」では「三、読方及訳解ニ於テハ場合ニ依リ実物図画ヲ用ヒ又彼我風俗・習慣等ノ相違ヲ説キテ意義ノ了解ヲ助クヘシ」

(「注意」第三項)とされ、「風物」が「事物教授」の内容として意識されているのである。外国語教授における中心的内容としての西洋「風物」観を窺うことができる。

最後に、最も顕著な変化が作文教授の強調である。従来版ではその内容や具体的な教授の方法に関する言及は一切なかったが、「改正英語科要目」では、「作文ニ於テハ左ノ諸例ニ準シ適宜之ヲ課ス」として、和文英訳といった邦語を媒介する方法の他にも、「訳解」で扱った教材に関する英作文、テーマや特定の語句を指定した英作文、さらには自由英作文といった具体的な指導活動が提示されている(「事項」中、「話方及書方」)。実践では、作文の基礎である「習字」が第二学年に一時間増加されるとともに、「話方及作文」が高学年において週二時間まで単独で教授可とされた(表2)。

6. 結論—明治英語教授国家基準の性格—

図1は、これまでの議論を総括して「改正英語科要目」が志向する中学校英語教授実践の性格を捉えようとしたものである。以下、英語教授の価値・目的論、内容論、及び、方法論の順に、図1と対応させながら整理して本稿を終わりたい。

6. 1 英語教授の価値・目的

明治後期の中学校英語政策は、中学校数の増加と学校規模の巨大化によって生じた教育の質低下に歯止めをかけようとしたアカデミズム保守の中学校観の枠組みの中で、日清・日露戦役以降の帝国主義的経済膨張策に対応した中学校機能の再編を追求したものであった。その再編は、中学校教育の実科化・応用主義と保守的国民道徳教育の再構築という二つの志向を取り込む形で構想された点で極めて特徴的であった。

この再編は、社会的中間層、とりわけ当時成長しつつあった商工業層出身者の実際生活に即した中学校機能の実現という動機において展開した。

小松原文相が構想した「高等中学校」と従来の中学校との並立案は、前者を帝国大学へと連絡する正系と位置づける一方で、中学校を一層実業化する案であった。この案は実現しなかったが、高等教育要求の高まりを背景にして中学校機能の実業化・實際化を予感させるものであった。「農業」の他、「商業」と「手工」を想定した「実業」が加設されたのはその成果だった。

等遊民」の発生は臣民統制にとって「問題」だったのであり、小松原文相の「高等中学校」構想は青年層の学校秩序への取り込みによる国家秩序の再構築という意味合いをも帯びていた。臣民教育は従来初等教育における目的であったが、明治後期には中等教育においても追求されるようになった。その結果、外国語教授においては「智徳」— 国体の自覚に回帰する西洋「智識」の教授— という教育観念が強調されるに至った。

6. 2 英語教授の内容的特質

「近易ナル文章」と「智徳」を志向する「改正英語科要目」は、以下のような教授内容的特徴を示すものとなった。まず、英語教授の実科化への改革に関しては、‘speech primacy’, すなわち、「音声から文字へ」の方法原理による教授過程の再編の徹底であり、第二に基礎の「習熟」の継続的強調、第三に発音やアクセントといった音声の基礎的教授における音声学の知見の直接的援用、第四に作文教授の大幅な強化、以上である。特に作文については、その基礎である「習字」の強調とともに高学年での作文教授の専門分化が展望され、具体的な作文指導例が明示されるに及んだ。

他方、英語教授における国民道徳教育の再構築に関連する変化は、第一に「事物教授」の意義が「訳解」の一方法という位置づけから、「事物」の内容として「風物」が想定されることによって、これが「風物」教授と一体化するという展開にみとめられた。「読方及訳解」において、目標文化の「風物」を読本題材の読解を通じて教授するのであり、西洋「風物」を媒介して「我国固有ノ国民道徳」の涵養を促すのであった。第二に、これと連動して第三学年から「普通ノ文章」を読みこなす読解力が求められた。低学年での音声重視教授による応用主義の基礎の追求に対し、一転して高学年では高度な読解力の教授による国民道徳重視の英語教授が追求されたのである。第三に、高学年での読解力重視と関連して、邦語を媒介した「訳

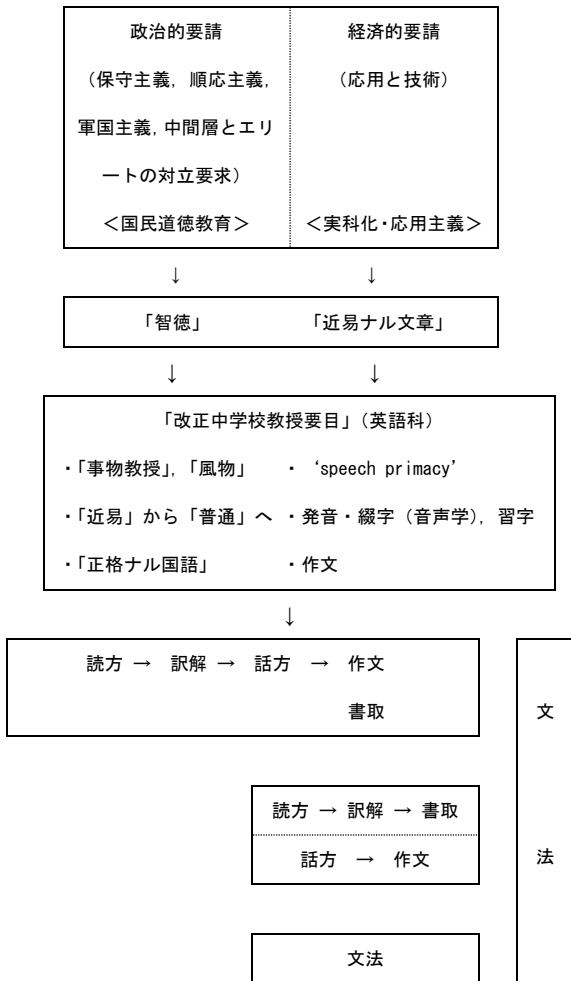


図 1: 「改正英語科要目」における教授の性格

その結果、中学校英語教授には「近易ナル文章」の教授という志向が付与された。従来の「平易ナル文章」よりも実用的性格を帯びた「近易」な英語なのであり、中学校英語の実用化・応用主義志向を象徴した。

他方で、戦後の中等教育は国民道徳教育の再構築という文化的課題にも向き合っていた。日露戦争以降、主に青年層に進んだ社会主義思想と「高

解」, 即ち, 「解釈」も温存されており, その際は「正格ナル国語」の使用が指示されている。英語教授における国語の規範意識の涵養である。

6. 3 英語教授の方法的特質

最後に, 応用主義と国民道徳陶冶という革新と保守・反動という志向を持った教育内容はいかなる方法と統一されたのか。「改正英語科要目」における英語教授法改革は, ‘speech primacy’による教授過程の総合化・統一化である旨をすでに指摘したが, 特にこの統一志向は第三学年までの低学年において強く, そこでは「読方及訳解」, 「話方及作文」, 及び, 「書取」が専門分化することなく統一的に教授することとされ, さらに「文法」の扱いにおいても他の分科と関連させながら帰納的に教授するとされた。図1の右下方の縦長のボックスはこのことを示している。低学年における応用主義の追求である。ところが, 第四, 五学年では英語教授の応用主義と国民道徳教育機能が専門分化されて追求された。前者については, 作文の表現力の追求であり, 後者は, 国語を媒介した「風物」教授の維持と強調である。

以上をまとめると, 「改正英語科要目」の英語教授実践は三つの系—「理解」・「運用」・「文法」—に分化していく教授の定型が示唆された。即ち:

1. 「理解」: 「読方」→「訳解」→「書取」
2. 「運用」: 「話方」→「作文」
3. 「文法」

さて, 第一章で概述した二つの国家基準試案, 「中等学校ニ於ケル英語教授法調査委員報告」と「東京高等師範学校附属中学校英語科教授細目」の「改正英語科要目」完成における意義は, 今や明白であろう。「改正英語科要目」は, 前者の応用主義志向を初期の音声教授と高学年の英作文教授の強調という形で取り込む一方, 後者の国民道徳教育志向を高度な読解力の追求という形で達成し

ようとしたものである。それは, 技術主義と国民教育という二つの異質な目的・価値を, 西洋近代語教授理論を援用しつつ達成しようとした我が国固有の「ナチュラル・メソッド」であった。

本稿では, 明治44年「改正中学校教授要目」(英語科)の性格を同40年代の中学校英語教授政策と重ねて考察した。今後の課題は, この国家基準の趣旨がいかなる方法で教育現場に伝達され, どのような教育実践として結果したのかを明らかにしていくことである。

付録1: 「改正英語科要目」における「外国語科ノ各分科ニ於テ授クル事項」

発音	綴字	単語ニ就キテ単音・連音・「あくせんと」及文字ノ組合セテ授ク
読方及訳解	文章ノ聴方・読方及解釈ヲ授ク	
話方及作文	話方ニ於テハ対話・説話ノ聴方・言方ヲ授ク	作文ニ於テハ左ノ諸例ニ準シ適宜ノヲ課ス
	一	読方及訳解又ハ話方ニ於テ練習セル事項ヲ応用シテ記述セシムルモノ
	一	国語ヲ外国語ニ訳セシムルモノ
	一	記述スヘキ事項ノ梗概ヲ授ク又ハ使用スヘキ語句ヲ示シテ之ヲ綴ラシムルモノ
	一	課題ヲ与エ自由ニ文ヲ綴ラシムルモノ
書取	文章ヲ臨写セシメ又ハ之ヲ朗読シテ筆記セシム	
習字	書写文字ノ書方ヲ授ク	
文法	品詞論及文章論ノ一斑ヲ授ク	

出典: 教育史編纂会, 1939, pp.164-165.

付録2: 「改正英語科要目」における「注意」

一,	発音ハ何レノ学年ニ於テモ之ヲ忽ニスヘカラスト雖モ初期ノ教授ニ於テ特ニ注意シテ之ヲ正スヘシ
二,	発音ヲ授クルニ際シ必要アルトキハ舌・歯・唇等ノ位置ヲ説明シ又ハ発音図ヲ示スヘシ
三,	読方及訳解ニ於テハ場合ニ依リ実物図画ヲ用ヒ又彼我風俗・習慣等ノ相違ヲ説キテ意義ノ了解ヲ助クヘシ
四,	解釈ハ成ルヘク精密ニ原文ノ意義ニ適応セシメ国語ヲ以テスル場合ニハ其ノ正格ナルモノヲ使用セシムヘシ
五,	教授中教師ハ生徒ノ了解シ得ル程度ニ於テ成ルヘク外国語ヲ使用スヘシ
六,	生徒ノ学力ニ応シ正確明瞭ニ會得セル文章ニ就キ時々暗誦ヲ課スヘシ
七,	適当ノ時期ニ於テ予習ヲ課シ又辞書ノ用法ヲ授ケ其ノ使用ニ慣レシム

出典: 教育史編纂会, 1939, pp.166-167.

引用文献一覧

(1) 「中学校教授要目」(英語科)の分析については, 西原雅博, 明治三十五年「中学校教授要目」(英語科)の性格, 富山高等専門学校紀要, (4),

7-16, (2017) を参照されたい。

(2) この実態調査を担当した文部省視学官大島義脩によれば、調査の方針は「所謂高等普通教育の意義を更らに検討すること」によって、「国家が全国中学校に対し、画一に要求すべきは何々なるかを決定すること」をめざし、この結果「所謂完成的の教育」、「一層高等なる教育を受くべき準備」、「所在地方の事情に適応する教育」の三者を明らかにすることだった。中学校教育の基本的機能の不安定さとともに、中学校への期待に関する地方間格差の大きさという問題が背景にあった。教育時論, 中学校教授要目, (807), 36 (1907) 参照。

(3) 中等教育の成績, 教育時論, (829), 36 (1908)

(4) 「中等学校ニ於ケル英語教授法調査委員報告」の作成過程及びその内容的分析については、西原雅博, 「中等学校ニ於ケル英語教授法調査委員報告」の分析, 富山高等専門学校紀要, (1), 41-52 (2010) を参照されたい。

(5) 文相牧野が「英語教授法調査会」を設置した頃、「調査会」が作成した教授法案について『中外英字新聞』は、地域の事情によって英語教授の要求が異なるため、一つの英語教授法を地方へ画一的に押し付ける政策ではないかと批判する記事を掲載している。「全国幾多の中学校に於て予め一定の英語教授法を定め同一程度の下に教授せんとするは恐らく其当を得ざるべし。…全国中学校に英語教授法の統一なければとて強ち憂ふるに足らず。各々土地の状況に鑑み生徒将来の方針に照らして英語教授法を斟酌し、其結果として起れる教授法の知見ある (intelligent) 不統一は寧ろ喜ぶべき事なり。」磯辺弥一郎, 英語教授の目的如何, 中外英字新聞, 14 (6), 182-183 (1907) 参照。

(6) 東京高師附中英語科教授細目の考察は、Nishihara M., “The English Syllabus for Tokyo Higher Normal School Practice Middle School”, A Historical Study of Educational Policy, Methods, and Practice in English Teaching during the Meiji Period (1868-1912) in Japan”, PhD thesis, The University of New England, pp.166-182 (2013) を参照。

(7) 小松原英太郎君伝記編纂委員会, 教育の内容実質改善に関する諸施設, 小松原英太郎君事略, 東京印刷, 130 (1924)

(8) 牧野文相下の日露戦役後の外国語教育政策については、西原雅博, 「中等学校ニ於ケル英語教授法調査委員報告」をめぐる教育政策—牧野伸顕文相期の外国語教育政策を中心に—, 日本英語教育史研究, (26), 117-138 (2011) を参照されたい。

(9) この構想は、結局中学部が削除された2.5年制の「高等中学校令」となって明治44 (1911) 年7月に公布された。しかし、これも奥田文相の無期延期策によって実施されていない。ただし、その後も七年制高等学校設置の動きは継続しており、ついにこれは大正7 (1918) 年に実現した。小松原期の「高等中学校」構想に関する研究には、市川美佐子, 1911 (明治44) 年高等中学校令の成立

過程—「中学教育令」案を中心として—, 日本の教育史学, 講談社, (20), 4-19 (1977); 若月剛, 高等中学校令成立過程の再検討—牧野・小松原文相の学制改革構想を中心に—, 日本歴史, 日本歴史学会, (694), 71-87 (2006) がある。

(10) 谷口琢男, 日本中等教育改革史研究序説—実学主義中等教育の摂取と展開—, 第一法規出版, 134 (1988)

(11) この実現の前提として大学の増設が必要であったが、実際には東北大学と九州大学が設置されただけであった。その結果、「高等中学校」の設置数と定員は限定された。また、府県立の「高等中学校」設置案に対しても、その濫設を招いた場合「高等中学校」卒業者を大学に吸収することができなくなるため、結局は大学浪人としての新たな「高等遊民」を輩出する等の反論に遭遇した。小松原英太郎君伝記編纂委員会, 上掲書, 102-103 (1924) 参照。

(12) 小松原英太郎君伝記編纂委員会, 同掲書, 106 (1924)

(13) 小松原英太郎君伝記編纂委員会, 同掲書, 106-107 (1924)

(14) 谷口琢男, 上掲書, 138-140 (1988)

(15) 山田忠, 中学校関係法令の沿革 (復刻版), 湘南堂書店, 217 (1985)

(16) 山田忠, 上掲書, 217 (1985)

(17) 小松原英太郎君伝記編纂委員会, 同掲書, 124-125 (1924)

(18) 山田忠, 同掲書, 218 (1985)

(19) 教育史編纂会, 明治以降教育制度発達史第四卷, 184 (1938)

(20) 教育史編纂会, 上掲書, 271 (1938)

(21) 教育史編纂会, 明治以降教育制度発達史第五卷, 150 (1939)

(22) 小松原英太郎君伝記編纂委員会, 同掲書, 116-117 (1924)

(23) 山田忠, 同掲書, 217 (1985)

(24) 山田忠, 同掲書, 218 (1985)。牧野文相は愛国精神が弛緩した若者たちの軍隊的「気力」の欠如をしきりに非難していた。文部大臣の訓示, 教育時論, (758), 32 (1906) 参照。

(25) 教育史編纂会, 上掲書, 146-148 (1939) 参照。

(26) 教育史編纂会, 同掲書, 146-148 (1939) 参照。

(27) 教育史編纂会, 同掲書, 153-154 (1939) 参照。

(28) 小松原文相は当初「実業」を必修科目として諮問していたが、高等教育会議において選択科目に修正された。中学校の実業化に対する帝国大学等の抵抗感は依然強かったことが推察される。教育史編纂会, 同掲書, 150-151 (1939) 参照。

(29) 西原雅博, 上掲論文, (2017) 参照。

(30) 教育史編纂会, 同掲書, 210-211 (1938) 参照。

(31) 教育史編纂会, 同掲書, 210-211 (1938) 参照。